## ■10月11日(月)~20日(水)は■ 安全・安心まちづくり前間

県内では10月11日~20日の間、安全・安心まちづくり旬間を実施しま す。

犯罪は、日常生活のいたるところで発生する恐れがあり、空き巣やひ ったくりに加え、近年では振り込め詐欺などの被害も増加しています。 こうした犯罪を未然に防ぐには、家族や近隣住民などの地域における 連携や、「自分の安全は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」 という犯罪を許さない気持ちが重要です。市民総ぐるみで安全で安心な まちづくりを実現させましょう。

担当 市安全安心まちづくり推進協議会事務局(市民協働課内)

**2**046 (252) 8158 **2**046 (255) 3550

### 特殊詐欺対策電話機器 購入費補助制度

市では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺を未然に防止し、市民 の財産を守ることを目的として、特殊詐欺対策電話機器を購入する方へ 補助金を交付します。詳しくは担当へお問い合わせください。

- ○対象機器 全国防犯協会連合会推奨機器および市が認めた特殊詐欺対 策電話機器で、補助金交付決定後に購入したもの
  - ※補助金交付決定前に購入したものは補助対象となりません。
- ○補助額 対象経費の2分の1 (上限5千円)
- ○**補助対象** 本人または同一世帯に属する方がこの補助の交付を受けて いない70歳以上の市内在住者(市税の滞納がない方)
- ○**受付期間** 令和 4 年 1 月31日 (月) まで
- ○申込方法 市役所 3 階市民協働課で配布する申請書(市ホームページ からダウンロード可) に必要事項を明記し、添付資料を添えて直接担 当へ

担当 市民協働課 2046 (252) 8158 20046 (255) 3550

### 企画展「座間市50年のあゆみ」

市が11月1日(月)に市制施行50周年を迎えるに当たり、その移り変 わりを昭和・平成の写真やデータなどで紹介します。

○と き 10月13日 (水) ~26日 (火) 午前 8 時30分~午後 5 時15分

○ところ 市役所 1 階アトリウム



旧市庁舎(昭和46年)

建設中の市庁舎(平成5年)

担当 生涯学習課 ☎046(252)8431 ☎046(252)4311

### 家族セミナー 「家族会から話を聞く」

○と き 10月19日 (火) 午後2時~4時

○**ところ** みんなの居場所ここから(相武台 1 − 35 − 6 三裕ビル 2 階)

○内 容 市内で活動する引きこもりの家族会から活動内容などを学ぶ

○講師 さんまの会 佐伯千里さん

**○定 員** 15人(申込順)

○申込方法 10月18日(月)までに電話、ファクスまたは直接問い合わ

○問い合わせ先 みんなの居場所ここから ☎046(244)6434 **22**046 (204)7625

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

10月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

# ■ 人間ドック受検者への一部助成

生活習慣病リスクの早期発見と重症化予防を目的として、受検結果の 提供に同意できる方へ1万円を上限に人間ドック受検費用の一部を助成 しています(特定健康診査と重複受診不可)。

助成の対象となる市指定医療機関は、担当へお問い合わせください。

- ○対象 次の全てを満たす方
  - 4月1日から受検日まで継続して国民健康保険に加入する40~74歳
  - 世帯が国民健康保険税および市税を滞納していない
  - 受検結果の提供に同意できる(保健指導などに利用予定)
- ○申込方法 受検前に、対象者へ郵送した特定健康診査受診券、国民健 康保険被保険者証を直接担当へ (2週間以内に国民健康保険税などを 納付した方は領収書などを持参)

担当 国保年金課 2046 (252) 7672 20046 (252) 7043

消費生活毎週月曜~金曜日午前9時30分~正午、 (訪問販・多重債務など) 午後1時~4時(第2水曜日(13日)は午後0	市役所1階広聴人権課内 消費生活センター ☎046 (252)8490 (電話相談も可)
12日夜 13日 毎月第2・第3・第4火曜日午後 分 毎月第2・第3・第4水曜日午後 20日 毎月第2・第3・第4水曜日午後 27日	1時30分~4 <b>予約制(電話可)</b> 市役所1階広聴人権課
分譲マンション 8日 毎月第2金曜日午後1時30分~4 (近隣・管理組合) 8日 (7日まで受け付け)	時30分 内相談室 ※1日午前8時30分か ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
行 政 書 士 (遺言書等作成) 4日 毎月第2木曜日午後1時30分~4	時30分 ずれも定員になり次第、 
司 法 書 士 (登記・少額訴訟) 15日 4・6・12月を除く第3金曜日午 4 時30分	1回のみ (25分以内)、
交 通 事 故 19日 毎月第3火曜日午後1時30分~4	*
行 政 (国に対する要望) 21日 毎月第3木曜日午前9時30分〜11	3071 PX 13 C C C C 01/C
税 理 士 22日 1・2月を除く第4金曜日午後 4時30分	後 1 時 30分~   たさより。 相談される女 点をよく整理してお越 
不 動 産 (取引・契約) 28日 毎月第4木曜日午後1時30分~4	
毎週月曜〜金曜日午前 8 時30分〜正午、 市 民 一 般 午後 1 時〜 5 時15分	
担当 広聴人権認	
人権 擁護 委員 (近隣問題など) 12日 毎月第2火曜日午後1時30分~4 (電話相談のみ、事前予約制)	時 <b>2046 (252) 8087</b> <b>FAX 046 (252) 0220</b>
女 性 (D V など) (D V など)	市役所 1 階広聴人権課
<u> </u>	
駐留軍離職者 21日 毎月第3木曜日午前10時~午後3 担当 <b>商工観光</b> 記	
認 知 症 毎週月曜日午前9時~正午、午後1時~5時 担当 介護保険割	(電話のみ)   <b>(電話のみ)</b>   <b>(取)</b> 046 (252) 8238
#3	午後1時~  本の正1階
担当 障がい福祉記	
自立サポート 毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	市役所 1 階生活援護課
担当 生活援護! 旧 毎週月曜~金曜日午前 8 時30分~正午、	果 25046 (252) 8566 (252) 7043
(子	市役所 2 階子ども政策課
担ヨーナとも以来記	果 全046 (252) 8026
毎週月曜〜金曜日午前10時15分〜11時30分、 ひとり親家庭 午後1時〜4時45分(予約制(電話可)) 担当 子ども育成割	市役所 2 階子ども育成課 果 ☎046 (252) 7201 FXX046 (255) 5080
青 少 年 	青少年相談室   <b>を</b>
教育 毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時	市役所 5 階教育研究所
子 ども い じ め 毎週月曜~金曜日午前 8 時30分~午後 5 時(電	電話のみ)
ホットライン 担当 教育研究所 クロス カロボース クロス カロボース アイ	
就 学 (障がい児対象) (障がい児対象) (障がい児対象)	市役所 5 階教育指導課
担当教育指導認	果 ☎046 (252) 8732 🐼 046 (252) 4311

#### 10月に納めていただくのは

▽市・県民税 (第3期) ▽国民健康保険税 (第5期) ▽介護保険料 (第 5期) ▽後期高齢者医療保険料(第4期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエン スストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお 忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓□な どでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※□座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていた だく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康 保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 へ(国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ)。

広報ざま【座間市のお知らせ】No.1132 5 令和3年(2021年)10月1日